

健康・快適居住環境の指針検討会設置要綱

平成 28 年 4 月 1 日付 27 福保健環第 1672 号

(設置)

第 1 「健康・快適居住環境の指針」(平成 7 年 7 月 28 日付 7 衛生指第 146 号。以下「指針」という。)に係る事項を検討するため、「健康・快適居住環境の指針検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第 2 検討会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 指針の内容に関する事。
- (2) 居住環境に係る実態調査及び研究に関する事。
- (3) 指針の普及・啓発活動に関する事。
- (4) その他指針の改定及び普及啓発の推進に関し必要な事項

(構成)

第 3 検討会は、居住環境及び調査に関する学識経験を有する者のうちから、福祉保健局長が委嘱又は任命する委員 6 人以内で構成する。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 5 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第 6 検討会は、福祉保健局長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて検討会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(公開等)

第 7 検討会の会議(以下、「会議」という。)並びに会議に係る検討資料及び会議録(以下

「会議録等」という。)は公開する。ただし、会長又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は、必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第8 検討会の庶務は、福祉保健局健康安全部環境保健衛生課において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。